| | |
|---|---|
| 附則第五条の二の六第一項（見出しを含む。） | |
| 全保険者平均前期高齢者加入率見込値 | 全保険者平均前期高齢者加入率 |
| 第十条 | 第十五条において読み替えて準用する第十条 |
| 前期高齢者である加入者の見込数 | 前期高齢者である加入者の数 |
| 附則第五条の二の十一第一項に規定する平成二十八年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数 | 同年度における全ての保険者に係る加入者の総数 |
| 附則第五条の二の六第二項 | |
| 保険者別前期高齢者加入率見込値 | 保険者別前期高齢者加入率 |
| 前期高齢者である加入者の見込数 | 前期高齢者である加入者の数 |
| 附則第五条の二の十一第二項に規定する平成二十八年度における加入者見込数 | 同年度における全ての保険者に係る加入者の数 |

（補正後確定加入者調整率の算定方法）

**第五条の二の九**　附則第五条の二の五及び第五条の二の七の規定は、法附則第十三条の七第二項に規定する補正後確定加入者調整率の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 附則第五条の二の五第一項 | 補正後粗概算加入者調整率 | 補正後粗確定加入者調整率 |
| | 補正後概算補正係数 | 補正後確定補正係数 |
| 附則第五条の二の五第二項 | 補正後粗概算加入者調整率 | 補正後粗確定加入者調整率 |
| | 次条第一項 | 附則第五条の二の八において読み替えて準用する次条第一項 |
| | 全保険者平均前期高齢者加入率見込値 | 全保険者平均前期高齢者加入率 |
| | 補正後前期高齢者加入見込率 | 補正後前期高齢者加入率 |
| 附則第五条の二の五第三項 | 補正後概算補正係数 | 補正後確定補正係数 |
| 附則第五条の二の五第三項第一号 | 第九条第三項第一号 | 第十五条において読み替えて準用する第九条第三項第一号 |
| 附則第五条の二の五第三項第二号 | 前条第三項第三号 | 前条において読み替えて準用する附則第五条の二の四第三項第三号 |
| 附則第五条の二の五第三項第三号 | 前条第三項第四号イ | 前条において読み替えて準用する附則第五条の二の四第三項第四号イ |
| | 法第三十四条第一項第二号 | 法第三十五条第一項第二号 |

| | |
|---|---|
| 前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額 | 前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額 |
| 補正後粗概算加入者調整率 | 補正後粗確定加入者調整率 |
| 補正後前期高齢者加入見込率 | 補正後前期高齢者加入率 |
| 附則第五条の二の五第二項 | 附則第五条の二の九において読み替えて準用する附則第五条の二の五第二項 |
| 附則第五条の二の十三第一項 | 附則第五条の二の十三 |
| 補正後加入者見込数 | 補正後加入者数 |
| 附則第五条の二の七第一項第一号 | 前期高齢者である加入者の見込数 |
| 前期高齢者である加入者の見込数に、平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる前期高齢者の見込数を勘案して厚生労働大臣が定める率を乗じて得た数（その数が当該被用者保険等保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該被用者保険等保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。） | 前期高齢者である加入者の数 |
| 附則第五条の二の七第二号 | |
| 法附則第十三条の六第一項第二号ニ | 法附則第十三条の七第一項第二号ニ |

（平成二十八年度における法定給付費見込額）

**第五条の二の十**　平成二十八年度における法定給付費見込額は、第十八条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

一　イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ　第十八条第一項第一号の規定により算定される額

ロ　平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる者に係る医療に関する給付の見込額を勘案して厚生労働大臣が定める率

二　第十八条第一項第二号の規定により算定される額

三　第十八条第一項第三号の規定により算定される額

（平成二十八年度における加入者見込総数等の算定方法）

**第五条の二の十一**　法附則第十三条の六第三項及び第十四条の九第二項に規定する平成二十八年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数は、全ての保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

2　平成二十八年度における加入者見込数は、第十九条第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。ただし、その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

一　第十九条第二項の規定により算定される数

二　平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる者の見込数を勘案して厚生労働大臣が定める率